六　研究開発支援検査分析業　事務所用、作業場用又は研究所用の建物

第二十七条の九第八項中「とし、同表の第四号の第三欄に規定する政令で定める建物は、同項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物」を「、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）及び同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第七項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一　無店舗小売業　事務所用、作業場用又は倉庫用の建物

二　機械等修理業　作業場用又は倉庫用の建物

三　不動産賃貸業　倉庫用の建物

第二十七条の十を次のように改める。

第二十七条の十　削除

第二十七条の十二第七項中「の当該法人の」の下に「同項第二号に規定する場合に該当するかどうかの判定並びに」を加え、「を含む事業年度終了の日」を削り、「同項第二号に規定する雇用者をいう」を「同項第二号又は法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する雇用者をいう。以下この項及び第十二項において同じ」に改め、「（当該法人の当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日における雇用者（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する雇用者をいう。）の数。以下この項において「前事業年度等の終了の日における雇用者数」という。）」及び「（法第四十二条の十二第二項第二号又は第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する雇用者をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）」を削り、同項各号中「前事業年度等の終了の日における雇用者数」を「適用年度開始の日の前日における雇用者の数」に改める。

第二十七条の十三第二項中「、第四十二条の十第十項」を削る。

第二十八条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項から第七項までを二項ずつ繰り上げ、同条第八項中「第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五項又は第六項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十八条の九第一項ただし書を削り、同項第一号中「場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間」の下に「（これらの期間内に同号の第一欄に規定する半島振興対策実施地域、過疎地域、離島振興対策実施地域若しくはこれに類する地区又は振興山村に該当しないこととなつた地区については、それぞれこれらの期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）を加え、同項第二号中「産業高度化地域として指定された」を削り、「当該指定の日（沖縄振興特別措置法第三十五条第五項の変更により新たに当該産業高度化地域」を「沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）」に、「その新たに該当することとなつた」を「当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「期間」の下に「（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）」を加え、同項第三号中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に、「当該指定」を「その指定」に、「特別自由貿易地域に」を「国際物流拠点産業集積地域に」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「期間」の下に「（当該期間内に沖縄振興特別措置法第四十二条第四項又は第五項の解除又は変更により当該国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）」を加え、同項第四号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「期間」の下に「（当該期間内に同号の第一欄に規定する離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　法第四十五条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業　一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。次号イ及び第三号において同じ。）で、これを構成する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。次号イ及び第三号において同じ。）の取得価額の合計額が二千万円を超えるもの

二　法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

三　法第四十五条第一項の表の第三号又は第四号の第二欄に掲げる事業　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの

第二十八条の九第七項第三号中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第八項中「、広告代理業を削り、「エンジニアリング業、ディスプレイ業」を「沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業」に、「及び電気業」を「、同条第八号に掲げる電気業、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業（次項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。）」に改め、同条第九項第四号中「及び機械設計業」を「、機械設計業、商品検査業及び計量証明業」に改め、同項に次の一号を加える。

六　研究開発支援検査分析業　事務所用、作業場用又は研究所用の建物

第二十八条の九第十項中「とし、同表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、同項第一号から第三号までに規定する事業の区分に応じこれらの号に定める建物」を「、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業（次項第一号において「無店舗小売業」という。）、同条第六号に掲げる機械等修理業（次項第二号において「機械等修理業」という。）及び同条第七号に掲げる不動産賃貸業（次項第三号において「不動産賃貸業」という。）」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

11　法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第九項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

一　無店舗小売業　事務所用、作業場用又は倉庫用の建物

二　機械等修理業　作業場用又は倉庫用の建物

三　不動産賃貸業　倉庫用の建物

第二十九条を削る。

第三十九条の二第一項及び第二項中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改め、同条第三項中「第四十六条の二第二項第一号」を「第四十六条第二項第一号」に改め、同項第一号中「第四十六条の二第二項第一号」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「第四十六条の二第二項第三号」を「第四十六条第二項第三号」に改め、同条第六項中「第四十六条の二第二項第四号」を「第四十六条第二項第四号」に改め、同条第七項中「第四十六条の二第二項第五号」を「第四十六条第二項第五号」に改め、同条第八項を次のように改める。